

連結納税の達人[個社処理用]

from減価償却の達人(平成31年度以降用) 運用ガイド

この度は、「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」は、「減価償却の達人」の減価償却データを「連結納税の達人[個社処理用]」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
1.「達人Cube」からアップデートする場合	5
2.「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	8
4.運用方法	10
1.「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を同一コンピュータにインストールしている場合	10
2.「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を別のコンピュータにインストールしている場合	11
5.操作方法	12
1.「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を同一コンピュータにインストールしている場合	12
2.「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を別のコンピュータにインストールしている場合	17
6.連動対象項目	24
「減価償却の達人」から連動するデータ(連動元)	24
「連結納税の達人[個社処理用]」に連動するデータ(連動先)	25
別表十六(一)	26
別表十六(二)	27
別表十六(四)	28
別表十六(六)	29
別表十六(七)	30
別表十六(八)	31
7.アンインストール方法	32
8.著作権・免責等に関する注意事項	33

1.対応製品

「連結納税の達人[個社処理用] from 減価償却の達人(平成31年度以降用)」に対応するNTTデータの各対応製品は以下のとおりです。

連動元／連動先	対応製品
連動元	減価償却の達人(平成31年度以降用) Professional Edition
	減価償却の達人(平成31年度以降用) Standard Edition
連動先	連結納税の達人(令和04年度版)[個社処理用] Professional Edition



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの画像を使用しています。

2.動作環境

「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載の連動元の[対応製品]と同様です。



注意

- ・ 「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載の連動元の[対応製品]のいずれかをインストールしている必要があります。
- ・ 「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」の起動中に、連動元の[対応製品]の起動、及びアンインストールはできません。

3.インストール方法

「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



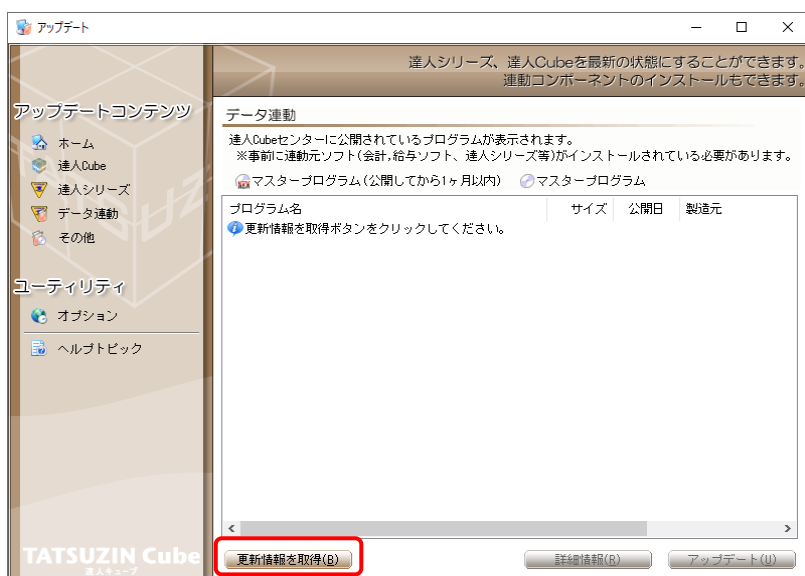
[アップデート] 画面が表示されます。

2. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



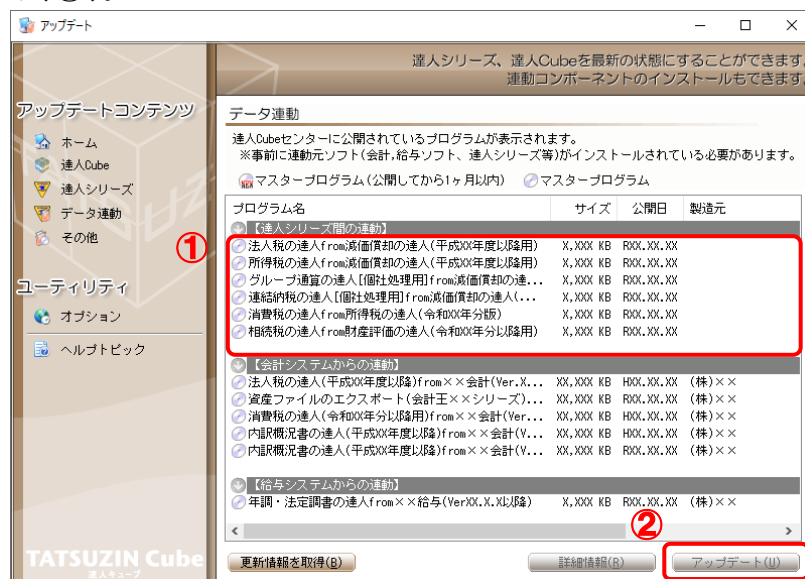
「データ連動」画面が表示されます。

3. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



「ユーザーアカウント制御」画面が表示されます。

5. [はい]ボタンをクリックします。

「連結納税の達人[個社処理用]from減価償却の達人(平成31年度以降用)」画面が表示されます。

6. [次へ]ボタンをクリックします。

「プログラムのインストール」画面が表示されます。

7. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

8. [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「連結納税の達人[個社処理用]from減価償却の達人(平成31年度以降用)」のインストールは完了です。

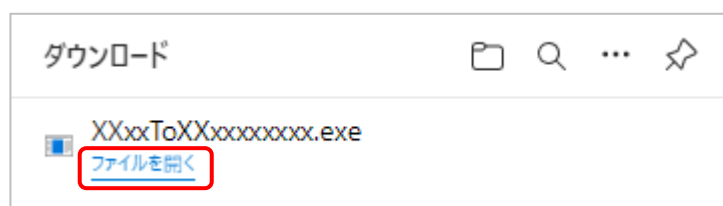
2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ
(https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。



2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。
画面の右上に「ダウンロード」画面が表示されます。

5. [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

6. [はい]ボタンをクリックします。

[連結納税の達人 [個社処理用] from 減価償却の達人 (平成 31 年度以降用)] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[プログラムのインストール] 画面が表示されます。

8. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

9. [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「連結納税の達人 [個社処理用] from 減価償却の達人 (平成31年度以降用)」のインストールは完了です。

4.運用方法

「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」は、「減価償却の達人」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

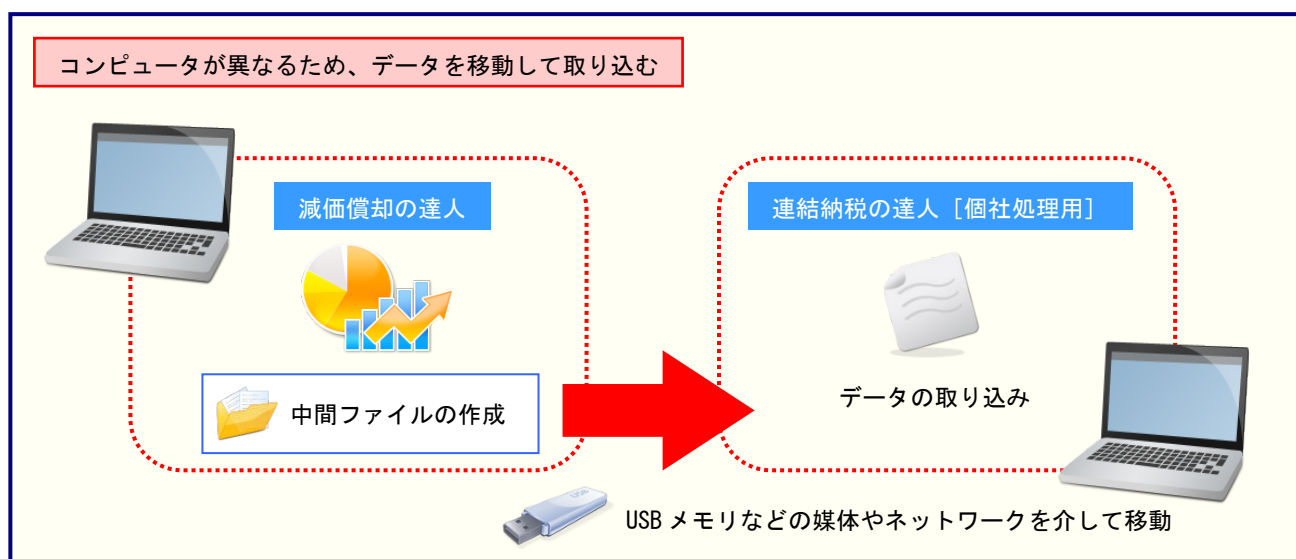
1.「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を同一コンピュータにインストールしている場合

「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」で作成した中間ファイルを直接「連結納税の達人[個社処理用]」に取り込みます。



2.「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を別のコンピュータにインストールしている場合

「減価償却の達人」をインストールしているコンピュータで中間ファイルを作成し、「連結納税の達人[個社処理用]」をインストールしているコンピュータで取り込みます。



注意

ご利用の「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」が共にProfessional Editionで、かつLAN環境にてご利用の場合はLAN上で連動元のデータを取得できるため、同一コンピュータにインストールしている場合と同様に媒体を介さずデータを連動できます。

5.操作方法

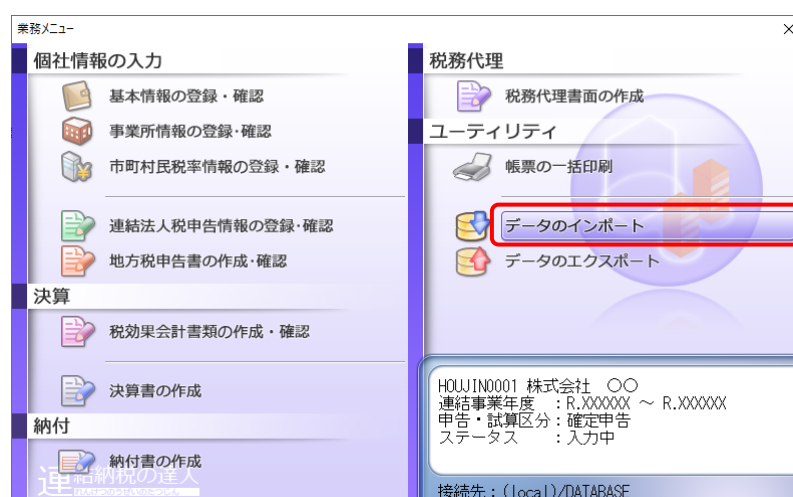
「連結納税の達人[個社処理用] from 減価償却の達人(平成31年度以降用)」を使って、以下の手順で連動します。

事前に「6.連動対象項目」(P.24)を必ずお読みください。

操作手順は、「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を同一コンピュータにインストールしているかどうかで異なります。

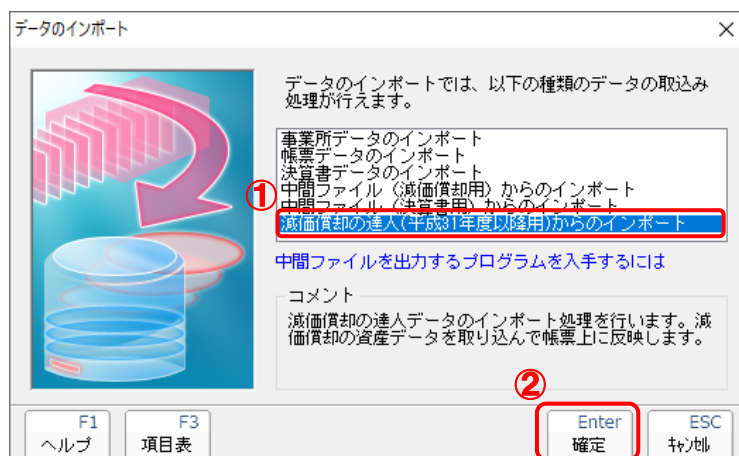
1.「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を同一コンピュータにインストールしている場合

1. 「連結納税の達人[個社処理用]」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



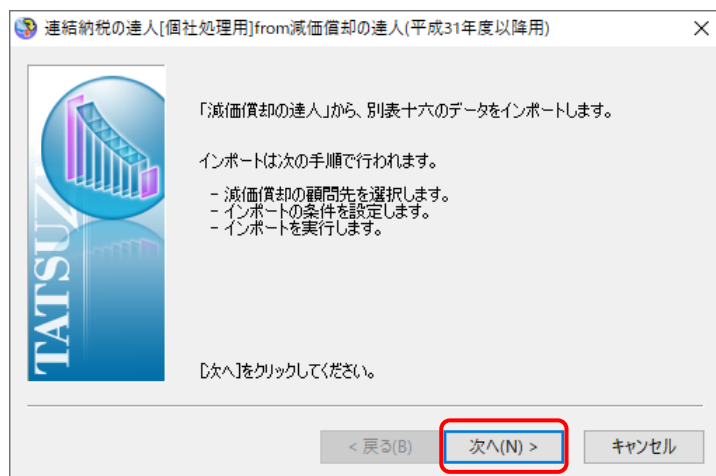
[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [減価償却の達人(平成31年度以降用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、 [確定]ボタンをクリックします(②)。



[連結納税の達人 [個社処理用] from 減価償却の達人 (平成 31 年度以降用)] 画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。



減価償却の顧問先を選択する画面が表示されます。

4. [参照]ボタンをクリックします。

連結納税の達人[個社処理用]from減価償却の達人(平成31年度以降用)

減価償却の顧問先を選択します。
[参照]ボタンをクリックして減価償却に登録されている顧問先の一覧から選択します。

参照(S)...

選択された顧問先

コード:
 名称:
 事業年度:

顧問先を選択してから、[次へ]をクリックしてください。

< 戻る(B) **次へ(N) >** キャンセル

[開く] 画面が表示されます。

5. 該当の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

開く

接続先: (local)/DATABASE 参照

顧問先コード	顧問先名	事業年度開始	事業年度終了	法人個人	ステータス	保存年月日
HOUJIN0001	株式会社 ○○	R. XXXXXX	R. XXXXXX	法人		R. XXXXXX XX:XX:XX

2件中1件のデータが該当しました

F3 参照 F4 表示切替 F5 検索 **Enter 確定** ESC キャンセル

減価償却の顧問先を選択する画面に戻ります。

※ 一覧には、「減価償却の達人」で法人個人区分が「法人」の顧問先のみ表示されます。

※ 該当の顧問先が表示されない場合、[F5/検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。

6. [次へ]ボタンをクリックします。

条件を設定する画面が表示されます。

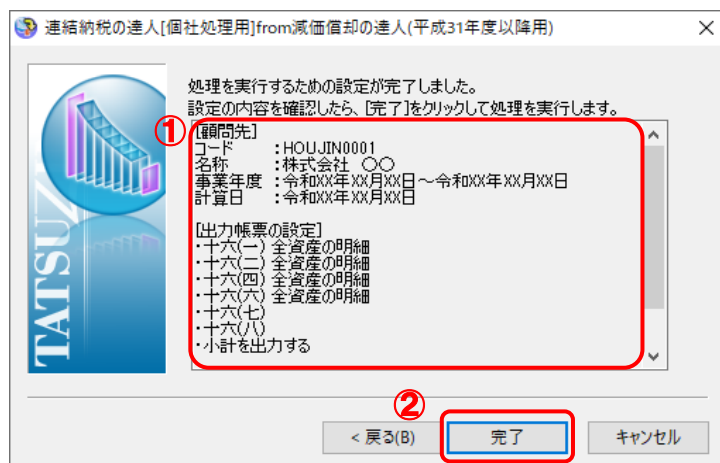
7. 別表の出力形式などの条件を設定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

設定内容確認の画面が表示されます。

※ 設定内容は、「減価償却の達人」で別表十六を作成する際の設定と同様です（「減価償却の達人」のオンラインヘルプをご確認ください）。

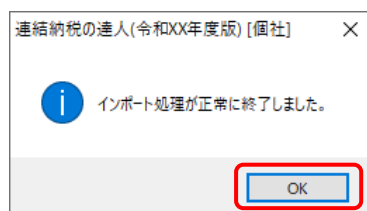
※ 「出力形式の選択」でチェックを付けた別表のみが、連動の対象となります。

8. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

9. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成(中間ファイルの作成)が終了すると同時に、「連結納税の達人 [個社処理用]」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2.「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」を別のコンピュータにインストールしている場合

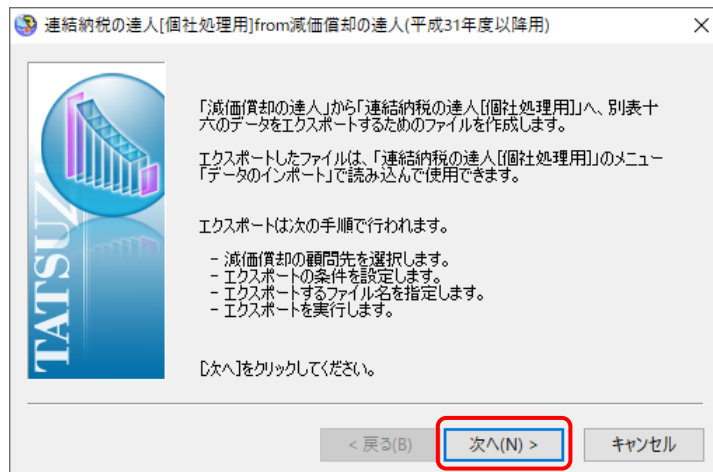
1. Windowsのスタートメニュー[達人シリーズ]－[連結納税の達人[個社処理用]from減価償却の達人(平成31年度以降用)]をクリックします。

[連結納税の達人[個社処理用]from減価償却の達人(平成31年度以降用)] 画面が表示されます。

※ Windows 11 の場合は、Windows のスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[達人シリーズ]－[法人税の達人 from 減価償却の達人(平成31年度以降用)] をクリックします

※ Windows 8.1 の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [連結納税の達人[個社処理用]from 減価償却の達人(平成31年度以降用)] をクリックします。

2. [次へ]ボタンをクリックします。



減価償却の顧問先を選択する画面が表示されます。

3. [参照]ボタンをクリックします。

減価償却の顧問先を選択します。
[参照]ボタンをクリックして減価償却に登録されている顧問先の一覧から選択します。

参照(S)...

選択された顧問先

コード:
 名称:
 事業年度:

顧問先を選択してから、[次へ]をクリックしてください。

< 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル

[開く] 画面が表示されます。

4. 該当の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

接続先: (local)/DATABASE 参照

顧問先コード	顧問先名	事業年度開始	事業年度終了	法人個人	ステータス	保存年月日
HOUJIN0001	株式会社 ○○	R. XXXXXX	R. XXXXXX	法人		R. XXXXXX XXXXXX

1件中1件のデータが該当しました

F3 参照 F4 表示切替 F5 検索 Enter 確定 ESC 転地

減価償却の顧問先を選択する画面に戻ります。

※ 一覧には、「減価償却の達人」で法人個人区分が「法人」の顧問先のみ表示されます。

※ 該当の顧問先が表示されない場合、[F5/検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。

※ ご利用の「減価償却の達人」と「連結納税の達人[個社処理用]」が共に Professional Edition で、かつ LAN 環境にてご利用の場合は LAN 上で連動元のデータを取得できるため、[参照] ボタンをクリックして表示される画面から「減価償却の達人」のコンピュータのデータベースを指定してください。

5. [次へ]ボタンをクリックします。

減価償却の顧問先を選択します。
[参照]ボタンをクリックして減価償却に登録されている顧問先の一覧から選択します。

参照(S)...

選択された顧問先

コード: HOUJIN0001
名称: 株式会社 ○○
事業年度: 令和XX年XX月XX日～令和XX年XX月XX日

顧問先を選択してから、[次へ]をクリックしてください。

< 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル

条件を設定する画面が表示されます。

6. 別表の出力形式などの条件を設定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

計算年月日

① ☒ 確定 ☐ 中間 令和 XX 年 XX 月 XX 日

中間申告時等の計算方法: 年償却額を月数按分

出力形式の選択

☒ 十六(一) 全資産の明細 ☒ 十六(七)
☒ 十六(二) 全資産の明細 ☒ 十六(八)
☒ 十六(四) 全資産の明細 ☐
☒ 十六(六) 全資産の明細 ☐
☒ 資産種類ごとの小計を出力する

各条件を設定してから、[次へ]をクリックしてください。

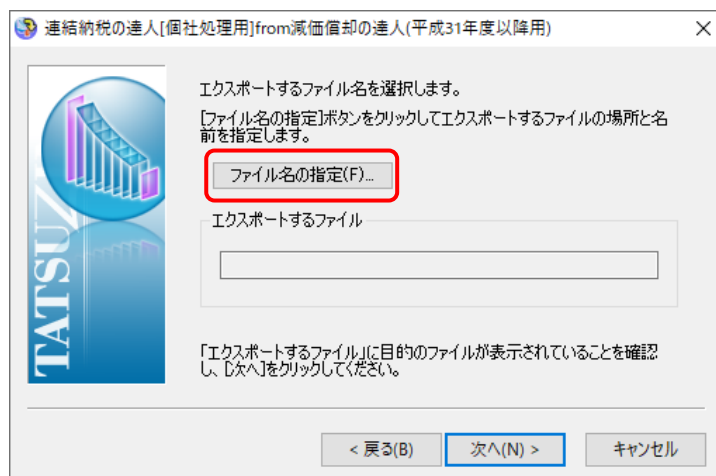
② < 戻る(B) 次へ(N) > キャンセル

エクスポートするファイル名を選択する画面が表示されます。

※ 設定内容は、「減価償却の達人」で別表十六を作成する際の設定と同様です（「減価償却の達人」のオンラインヘルプをご確認ください）。

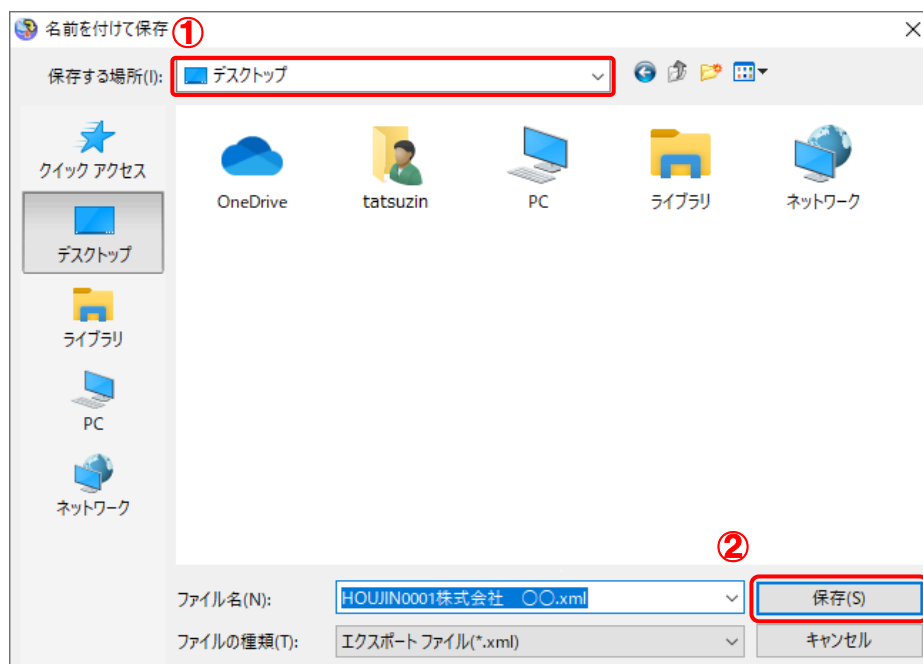
※ 「出力形式の選択」でチェックを付けた別表のみが、連動の対象となります。

7. [ファイル名の指定]ボタンをクリックします。



[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

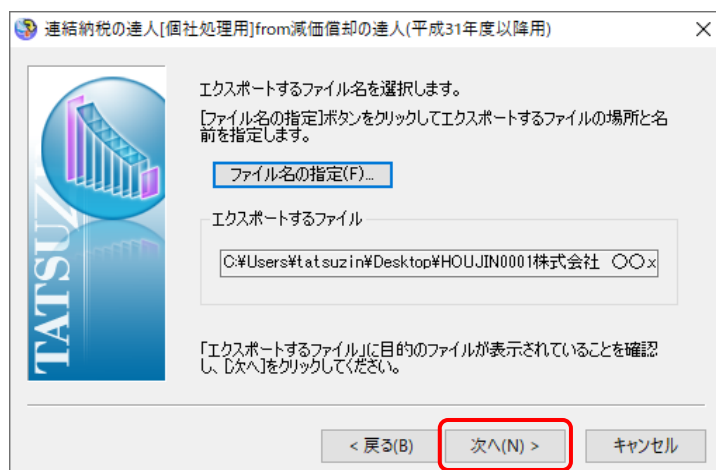
8. [保存する場所]を指定し(①)、[保存]ボタンをクリックします(②)。



エクスポートするファイル名を選択する画面に戻ります。

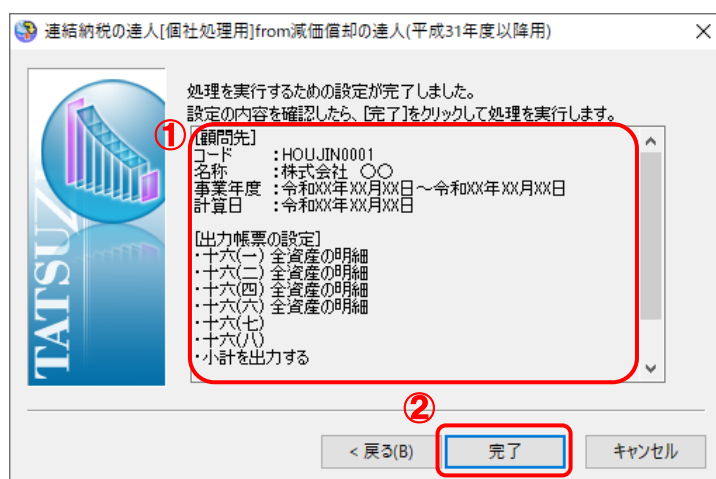
※ [ファイル名] は任意に変更できます。

9. [次へ]ボタンをクリックします。



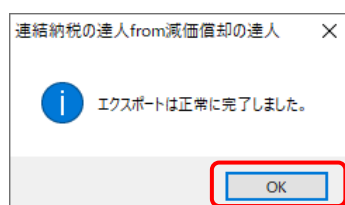
設定内容確認の画面が表示されます。

10. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



完了画面が表示されます。

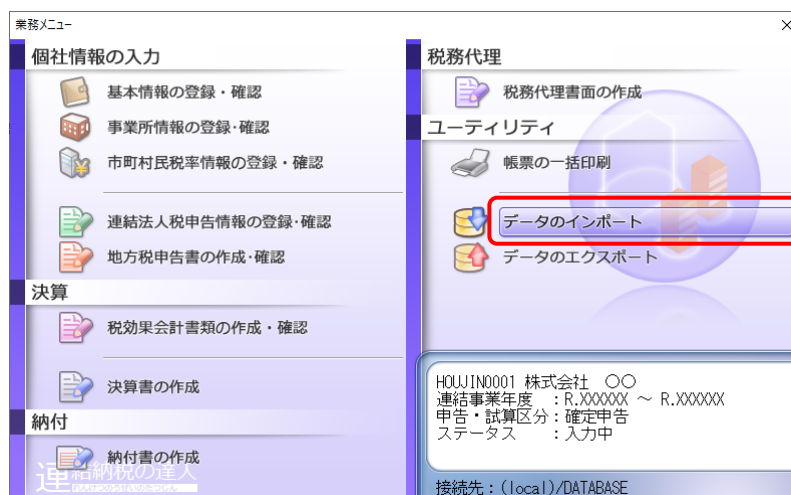
11. [OK]ボタンをクリックします。



手順 8 で指定した「保存する場所」に、中間ファイルが作成されます。

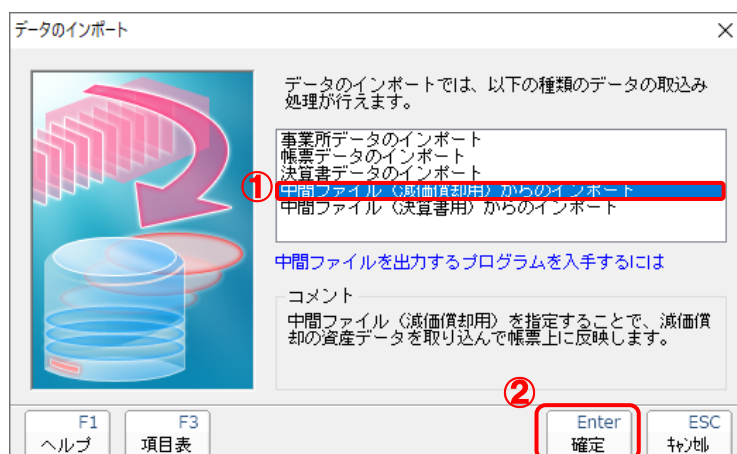
12. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「連結納税の達人[個社処理用]」をインストールしているコンピュータに移動します。

13. 「連結納税の達人[個社処理用]」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



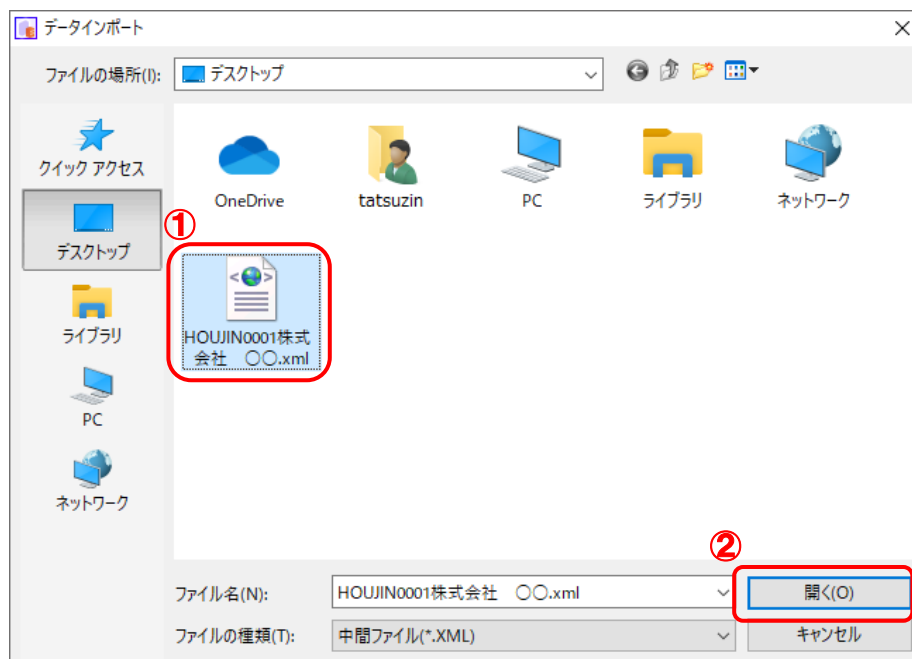
「データのインポート」画面が表示されます。

14. [中間ファイル(減価償却用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



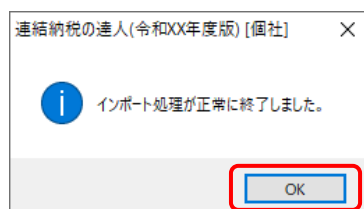
「データインポート」画面が表示されます。

15. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

16. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」では、「減価償却の達人」の法人税別表十六よりデータを取り込みます。

「減価償却の達人」から連動するデータ(連動元)

「減価償却の達人」からは業務メニュー「法人税別表十六の作成」で作成したデータが連動します。

The screenshot shows the '法人税・所得税申告' menu with '法人税別表十六の作成' highlighted. A red arrow points from this menu item to the '減価償却の達人' window, which displays the '別表十六' table. The table is titled '旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書' and contains the following data:

種別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物	建物
取得価額又は製作価額	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
減価償却率	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033
減価償却額	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000
定額法の償却率	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033
定額法の償却額	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000

「連結納税の達人[個社処理用]」に連動するデータ(連動先)

「連結納税の達人[個社処理用]」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各帳票の太枠部分が連動対象項目です。

別表十六

別表十六(一)
別表十六(二)
別表十六(四)
別表十六(六)
別表十六(七)
別表十六(八)



注意

資産明細数はメモリの容量に依存しますので、転送するデータを作成する前に必ず確認してください。

ただし、一括償却資産の明細は5件に限定されます。

別表十六(一)

旧定額法又は定額法による減価償却資産の 償却額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名
資産の種類	1		
取得年月日	2		
事業の用に供した年月	3		
耐用年数	4		
取得価額又は製作価額	5		
(7)のうち償却方式による正額計算の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	6		
差引取得価額 (7)-(6)	7		
償却額計算の対象となる期末現在の繰上償却金額	8		
期末現在の繰上償却金額	9		
繰上償却金額の期中取崩額	10		
差引繰上償却金額 (10)-(9)	11		
損金に計上した当期償却額	12		
前期から繰り越した償却超過額	13		
合 計 (12)+(13)	14		
残 存 価 額	15		
差引取得価額×5% (7)×5%	16		
償却率 (16)÷(15)	17		
旧定額法の償却率	18		
算出償却額 (15)×(17)	19		
増加償却額 (19)×増減率	20		
計 (19)+(20)又は(16)-(18)	21		
算出償却額 (15)×(17)	22		
定額法の償却率計算の基礎となる金額 (21)	23		
定額法の償却率	24		
算出償却額 (23)×(24)	25		
増加償却額 (25)×増減率	26		
計 (25)+(26)	27		
当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	28		
特別償却限度額 (27)×増減率	29		
特別償却限度額	30		
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31		
合 計 (30)+(31)	32		
当期償却額	33		
償却不足額(34)-(35)	34		
償却超過額(35)-(34)	35		
前期からの繰越額	36		
当期償却額	37		
繰上償却によるもの	38		
繰上償却によるもの	39		
差引合計当期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	40		
当期に繰り越すべき特別償却不足額 (34)-(35)と(39)+(40)のうち少ない金額	41		
当期において繰り越せる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	42		
差引当期への繰越額(42)-(43)	43		
当期に繰り越せる特別償却不足額	44		
当期に繰り越せる特別償却不足額	45		
当期に繰り越せる特別償却不足額	46		
当期に繰り越せる特別償却不足額	47		

別表十六(一) 以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(二)

旧定率法又は定率法による減価償却資産の 償却額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	法人名
資産	種類	1	
座	構造	2	
区	細目	3	
分	取得年月日	4	・ ・ ・ ・ ・
	事業の用に供した年月	5	・ ・ ・ ・ ・
	耐用年数	6	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円
	(7)のうち償却方式による償却額の算定の基礎となる取得価額に算入しない金額	8	円
償却額計算の基礎となる額	差引取得価額	9	円
	償却額計算の基礎となる額	10	円
	期末現在の積立金の額	11	円
	積立金の期中取崩額	12	円
	差引積立金額	13	円
	損金に計上した当期償却額	14	円
	前期から繰り越した償却超過額	15	円
	合 計	16	円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17	円
	償却額計算の基礎となる金額	18	円
当期分の償却額	差引取得価額 × 5 %	19	円
	旧定率法の償却率	20	円
	算出償却額	21	円
	増加償却額	22	円
	計	23	円
	算出償却額	24	円
当期分の償却額	定率法の償却率	25	円
	算出償却額	26	円
	保証率	27	円
	償却保証額	28	円
	改定取得価額	29	円
	改定償却率	30	円
	改定償却額	31	円
	増加償却額	32	円
	計	33	円
当期分の償却額	当期分の普通償却限度額等	34	円
	特別償却限度額	35	円
	特別償却限度額	36	円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37	円
	合 計	38	円
当期償却額	当期償却額	39	円
差引	償却不足額 (38) - (39)	40	円
償却超過額	償却超過額 (39) - (38)	41	円
	前期からの繰越額	42	円
	償却不足によるもの	43	円
	積立金取崩しによるもの	44	円
	差引合計翌期への繰越額	45	円
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46	円
	当期において繰り越せる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47	円
	差引翌期への繰越額 (46) - (47)	48	円
	・ ・ ・	49	円
	当期分不足額	50	円
	・ ・ ・	51	円

備考

別表十六(二) 合四・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(四)

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書		事業年度又は連結事業年度	法人名
資産の種類	1		
構造	2		
細目	3		
区別	4		
契約年月日	5		
賃貸の用又は事業の用に供した年月	6		
償却額計算の基礎となる金額	7		
取得価額又は製作価額	8		
(10)のうち償却方式による償却額の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	9		
差引取得価額	10		
(8)-(9)	11		
見積残存価額	12		
償却額計算の基礎となる金額	13		
(8)-(9)	14		
旧リース期間定額法を採用した事業年度	15		
取得価額又は製作価額	16		
(12)のうち(11)の事業年度前に償却額に算入された金額	17		
差引取得価額	18		
(12)-(13)	19		
残価保証額	20		
償却額計算の基礎となる金額	21		
(14)-(15)	22		
リース期間定額法	23		
取得価額	24		
残価保証額	25		
償却額計算の基礎となる金額	26		
(17)-(18)	27		
償却額計算の対象となる期末現在の繰上償却額	28		
期末現在の繰上償却額の額	29		
繰上償却額の期中取崩額	30		
差引繰上償却額	31		
(20)-(21)-(22)	32		
リース期間又は改定リース期間の月数	33		
当期におけるリース期間又は改定リース期間の月数	34		
当期分の普通償却限度額	35		
((10)、(16)又は(19)) × (35)/(34)	36		
当期償却額	37		
償却不足額	38		
(26)-(37)	39		
償却超過額	40		
(37)-(26)	41		
償却前期からの繰越額	42		
当期償却不足によるもの	43		
繰上償却額	44		
繰上償却額取崩しによるもの	45		
差引合計翌期への繰越額	46		
(29)+(30)-(43)-(45)	47		
備考			

別表十六(四) 合四・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(六)

繰延資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名
I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書					
繰延資産の種類	1				
支出した年月	2	・	・	・	・
支出した金額	3	円	円	円	円
償却期間の月数	4	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5				
当期分の普通償却限度額 (3) × $\frac{(5)}{(4)}$	6	円	円	円	円
租税特別措置法適用条項	7	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
特別償却限度額	8	円	円	円	円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9				
合計 (6) + (8) + (9)	10				
当期償却額	11				
償却不足額 (10) - (11)	12				
償却超過額 (11) - (10)	13				
前期からの繰越額	14				
同上のうち当期損金認容額 (12)と(14)のうち少ない金額	15				
差引合計翌期への繰越額 (13) + (14) - (15)	16				
翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (12)と(8) + (9)のうち少ない金額	17				
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18				
差引翌期への繰越額 (17) - (18)	19				
翌期への繰越額の内繰戻	20				
当期分不足額	21				
連結組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額	22				
II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書					
繰延資産の種類	23				
支出した金額	24	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25				
当期償却額	26				
期末現在の帳簿価額	27				

別表十六(六)

令四・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(七)

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書		事業年度	法人名				
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4	.	.	.	.	.
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額(5)-(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4	.	.	.	.	.
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額(5)-(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4	.	.	.	.	.
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額(5)-(6)	7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額((7)の計)		8					円

別表十六(七)
令四・四・一 以後終了事業年度分

別表十六(八)

一括償却資産の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	法人名		
事業の用に供した 事業年度又は連結事業年度	1	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	(当期分)
同上の事業年度又は連結事業年度に おいて事業の用に供した一括償却資産の 取得価額の合計額	2	円	円	円	円	円
当期の月数 (事業の用に供した事業年度の中間申告又は 連結事業年度の連結中間申告の場合は、 当該事業年度又は連結事業年度の月数)	3	月	月	月	月	月
当期分の損金算入限度額 $(2) \times \frac{(3)}{36}$	4	円	円	円	円	円
当期損金経理額	5					
差 損金算入不足額 (4) - (5)	6					
引 損金算入限度超過額 (5) - (4)	7					
損金算入 前期からの繰越額	8					
同上のうち当期損金認容額 (6)と(8)のうち少ない金額	9					
翌期への繰越額 (7) + (8) - (9)	10					

別表十六
(八)

令四・四・一 以後終了事業年度又は連結事業年度分

7.アンインストール方法

「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

- 1. Windowsのスタートメニュー[Windowsシステムツール]ー[コントロールパネル]をクリックします。**

[コントロールパネル] 画面が表示されます。

※ Windows 11 の場合は、Windows のスタートメニュー [すべてのアプリ] をクリックして表示される [すべてのアプリ] 画面で、[Windows ツール] ー [コントロールパネル] をクリックします

※ Windows 8.1 の場合は、[アプリ] 画面に表示されている「連結納税の達人[個社処理用] from 減価償却の達人(平成 31 年度以降用)」を右クリックー [アンインストール] をクリックし、手順 3 に進みます。
- 2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。**

[プログラムのアンインストールまたは変更] 画面が表示されます。

※ [コントロールパネル] 画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能] をクリックします。
- 3. [連結納税の達人[個社処理用]from減価償却の達人(平成31年度以降用)]をクリックして選択し、[アンインストール]をクリックします。**

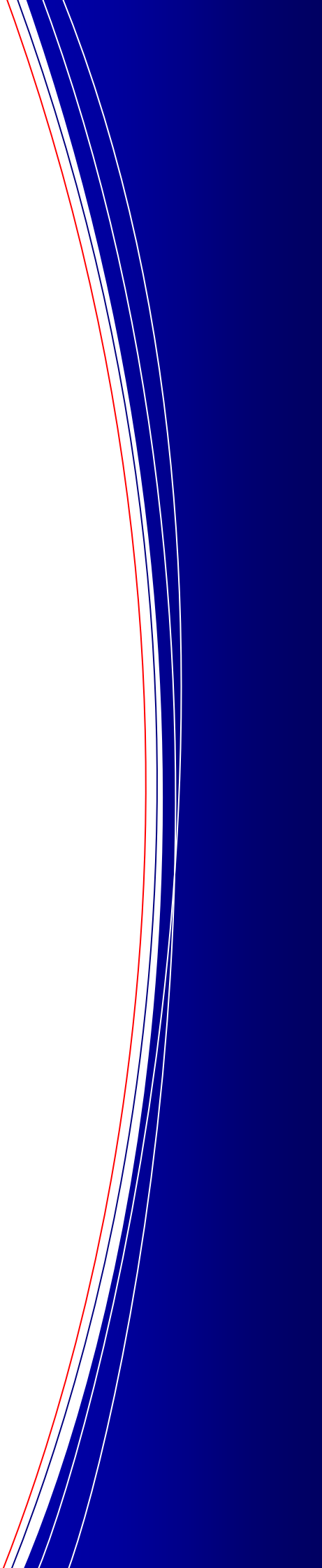
[プログラムと機能] 画面が表示されます。
- 4. [はい]ボタンをクリックします。**

アンインストールが開始されます。
- 5. アンインストールが終了したら、[プログラムのアンインストールまたは変更]画面を終了します。**

以上で、「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は弊社に帰属するものとします。
- ・ 「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」の複製物(バックアップ・コピー)は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「連結納税の達人[個社処理用] from減価償却の達人(平成31年度以降用)」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。



連結納税の達人[個社処理用]

from減価償却の達人(平成31年度以降用) 運用ガイド

2023年1月7日改訂版
